

長時間労働削減推進本部

【趣旨】

「日本再興戦略」改訂2014（平成26年6月24日閣議決定）に、「働き過ぎ防止のための取組強化」が盛り込まれ、平成26年6月に「過労死等防止対策推進法」が成立（同年11月1日施行）。長時間労働対策の推進は喫緊の課題。

→ **平成26年9月30日、厚生労働大臣を本部長とする「長時間労働削減推進本部」を設置。**

本部長：厚生労働大臣

本部長代理：厚生労働副大臣（労働担当）、厚生労働大臣政務官（労働担当）

事務局長：労働基準局長

構成員：事務次官、職業安定局長、雇用均等・児童家庭局長、大臣官房総括審議官（国会担当）、大臣官房審議官（労働条件政策担当）、大臣官房審議官（賃金、社会・援護・人道調査担当）、安全衛生部長

過重労働等撲滅チーム

主査：大臣官房審議官
（労働条件政策担当）

働き方改革推進プロジェクトチーム

主査：事務次官

◆働き方改革の推進に向けた地方（働き方改革推進本部）への指示

- ・働き方改革の推進
- ・女性活躍支援 等

◆本省促進チームによる働き方改革の推進

- ・企業経営陣への働きかけ 等

省内長時間労働削減推進チーム

主査：大臣官房総括審議官（国会担当）

＜協力要請・連携＞

- ・都道府県
- ・市町村
- ・事業者団体
- ・労働団体 等

働き方改革推進本部

（本部長 都道府県労働局長）

企業の自主的な働き方の見直しを推進

- 都道府県労働局による企業経営陣への働きかけ
- 業界団体や個別企業に対する効果的・機動的な周知啓発 等

「地方創生」につなげる

- 仕事と生活の調和を図ることができる環境の整備
- 地域の特性を活かした魅力ある就業の機会の創出